

松山市高度情報処理技術人材育成支援補助金 申請要領（受講者用）

【申請場所・時間】

場 所：松山市役所 ふるさと納税・経営支援課
（松山市二番町4丁目7-2）

時 間：午前8時30分 ～ 午後5時

【補助金額】

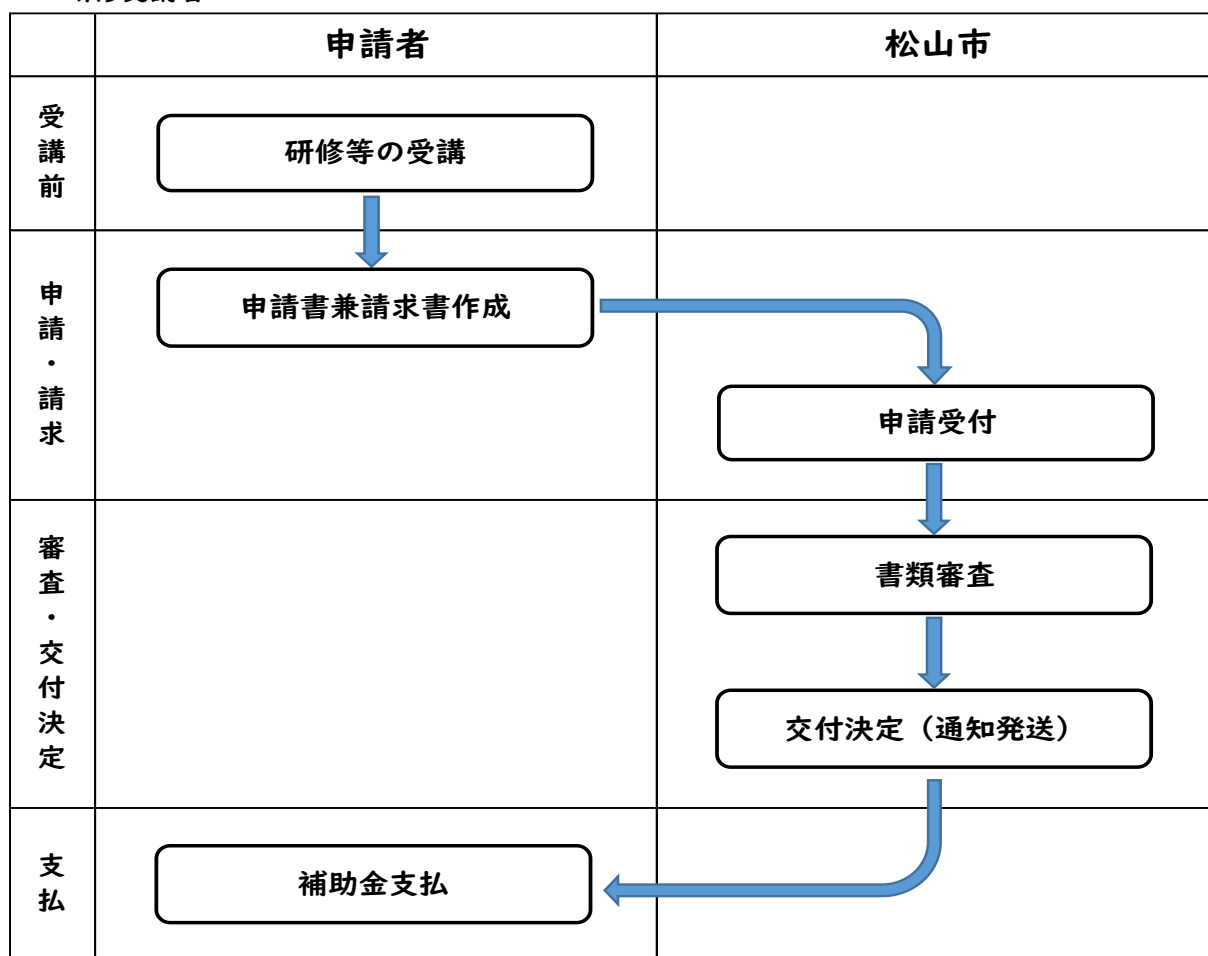
補 助 率：① 15歳～24歳の方 補助対象経費の10分の7
② 25歳～34歳の方 補助対象経費の10分の5
補助金額：上限50万円

令和7年4月

松山市 ふるさと納税・経営支援課

1. 申請の流れ

<研修受講者>



2. 申請にあたっての注意事項

■ 本事業の趣旨を理解したうえで申請してください。

本事業は、高度な情報処理の知識又は技術を習得し、資質の向上を図ろうとする若年者を、原油価格その他の物価の高騰等の影響を受ける市内の中小事業者等の人手不足の改善、生産性の向上、新たなビジネスモデルへの転換等に寄与する人材として育成するため、補助金を交付するものです。

■ 登録事業者が開催している研修等が補助対象になります。

研修等を開催している事業者が、松山市に対し補助対象となる研修等の登録を行います。登録されている研修等でなければ、補助の対象とはなりません。

■ 受講していても、下記に該当する場合は補助対象外となります。

- ・カリキュラムの途中でやむを得ず受講を継続できなくなった場合や、研修登録事業者が定める認定基準に達することができず修了を証する書類の発行を受けられなかった場合には、補助対象外となり補助金の交付ができなくなります。
- ・補助対象となる研修を受講していても、年度末（3月末日）までに申請書兼請求書の提出が確認できない場合には、補助対象外となり補助金の交付ができなくなります。

■ 受講にかかった経費であっても対象外となるものもあります。

研修等の受講に必要であった経費であっても、全てが対象経費とはなりません。申請前に必ず確認をしてください。

3. 補助対象者

松山市内に住民登録があり、下記のいずれにも該当する者。

- ・ 補助対象研修等を修了した者
- ・ 補助対象研修等の受講開始日において 15 歳から 34 歳までの者

なお、次の①～⑦のいずれかに該当する者は、補助対象者となることができません。

- ① 厚生労働省の実施する専門実践教育訓練給付金の対象者
※専門実践教育訓練給付金の対象者とは、下記要件を満たす方です
ア. 受講開始日に、雇用保険の支給要件期間が 3 年以上ある被保険者
イ. 被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが 1 年以内であり、かつ支給要件期間が 3 年以上ある者
- ② 同一の補助対象研修等について他の制度による補助金、交付金その他の財政的支援を受けている者
- ③ 市税を滞納している者
- ④ 宗教活動又は政治活動に係る事業を行っている者
- ⑤ 公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っている者
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項から第 10 項までに定める営業を行っている者
- ⑦ 松山市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 32 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）である者又はその役員及び従業員のうちに暴力団員等のある者
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員等又は松山市暴力団排除条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者と取引関係のある者

4. 補助対象研修等

開催事業者により市に登録されている次のいずれにも該当する研修等

- (1) 知識又は技能を高めるための研修、講習等であって、不特定多数の参加者を事前に募集して開催するもの
- (2) 経済産業省策定の IT スキル標準レベル 3 相当以上の情報処理の知識又は技術を身に付けるためのもの
- (3) 対面での研修等（ただし、当該研修等が複数回の開催を予定している場合であって、その日程の一部をオンラインで開催するときは、この限りではありません）
- (4) 修了を証する書類を発行できる研修等
- (5) 研修等を開始した日の属する年度の末日までに修了する研修等

5. 補助率等

補助率： ① 15歳～24歳の方 補助対象経費の10分の7
② 25歳～34歳の方 補助対象経費の10分の5
補助金額： 上限50万円

6. 補助対象経費

補助対象研修等の参加費用（研修等による学習又は実習の対価として支払われる費用であって、参加に伴って必要となる食費、宿泊費、交通費その他の経費は含みません）

7. 申請手続き

(1) 補助金交付申請書兼請求書の提出

申請は、「松山市役所 本館8階 ふるさと納税・経営支援課」に持参してください。

※郵送での申請も受付けていますが、受付時の確認等ができないため、窓口持参者よりも交付決定までに時間を要する場合があります。

(2) 補助金交付申請に必要な書類等

提出物	備考
松山市高度情報処理技術人材育成 支援補助金交付申請書兼請求書	様式第5号
補助対象経費の支払が証明できる 書類	領収書等の写し
研修等への修了を証するに足りる 書類	修了証等の写し
市税を滞納していないことを証す る書類	完納証明書（3カ月以内に発行されたもの）※
住民票の写し	1カ月以内に発行されたもの

※完納証明書の発行：納税課（本館2階 4番窓口）及び各支所・出口出張所

※完納証明書の発行ができない場合は、別の書類で対応可能な場合もありますので、ふるさと納税・経営支援課【089-948-6548】までご連絡ください。

※補助対象者が未成年者のときは、その補助対象者の法定代理人（親権者等）が交付の申請を行ってください。

(3) 申請の提出期限

年度末（3月末日）までに、ふるさと納税・経営支援課へご提出ください。年度を超えた申請はお受けできませんのでご注意ください。